

COLUMN 税理士

お役立ち情報その③ 外食と軽減税率

軽減税率が適用になるのは「飲食料品」と「新聞」

いよいよ来年 10 月に消費税増税がせまってきました。それに伴い、適用開始となる消費税の税額軽減制度、中でも軽減税率の対象品目について整理し、予測される混乱について少し触れていきたいと思います。

消費税が10%になったあとも、8%のままの項目は、「飲食料品」と「新聞」の2つです。ここで言う飲食料品とは、食品表示法に規定する食品を指しますが、酒類・外食・ケータリングは軽減税率の適用対象から除外されています。

中でも問題となる「外食」と「持ち帰り」の境界線

このうち、特に境界線の議論をあるのが外食です。近年、「中食」という言葉も生まれているように、外食の概念の境界は曖昧なものになってきています。



「外食」の定義とは

この外食の定義は、当局の示す指針（「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」等）によると、「飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」とされています。すなわち、店内で食べる場合は10%、持ち帰る場合や家まで届けてもらう場合は8%となります。この定義により、例えば以下のような問題が発生することが予想されています。

【紛らわしい事例を解説】

ハンバーガーショップの飲食

ハンバーガーショップは店内飲食と持ち帰りの両方に対応しています。このような飲食店等においては、飲食の提供の時点で顧客の意思を確認して判定することとされています。すなわち、「店内でお召し上がりですか?」の質問に、「はい」と答えれば10%、「いいえ」と答えれば8%となります。この場合、持ち帰りを選択した人が店内で食べ始めた場合、2%の差額を追加で請求するのか、と言う問題が発生します。これについては、現在の指針では8%で販売することになるかと思われます。とすると、「持ち帰り」と言っておいてその場で食べていくというケースが頻出してしまうかもしれません。店側とすれば追いつき出すこともできないでしょう。実際上どう解決するのか、当局の追加的な指針が必要になるかと思われます。



名古屋総合リーガルグループのご案内

■ 弁護士法人 名古屋総合法律事務所（名古屋・丸の内本部事務所）
TEL 052-231-2601 FAX 052-231-2602

■ 税理士法人 名古屋総合パートナーズ
TEL 052-231-2603 FAX 052-231-2604

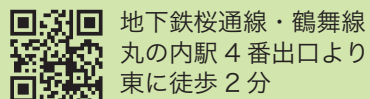
■ 名古屋総合司法書士事務所
TEL 052-231-2605 FAX 052-231-2607

■ 名古屋総合社労士事務所
TEL 052-231-2601 FAX 052-231-2602

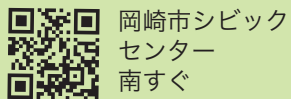
■ 弁護士法人 名古屋総合法律事務所（岡崎事務所）
TEL 0564-72-5171 FAX 0564-72-5172

名古屋・丸の内本部事務所

岡崎事務所



地下鉄桜通線・鶴舞線
丸の内駅 4 番出口より
東に徒歩 2 分



岡崎市シビック
センター
南すぐ

ビルの名前が変わりました！

〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目 20 番 25 号
メットライフ名古屋丸の内ビル 6 階（旧 丸の内 ST ビル）



名古屋総合法律事務所

検索

名古屋総合リーガルグループ

かわら版

2019

1

謹んで新年のお祝いを申し上げます。

旧年中は、ひとかたならぬご厚情をいただき、ありがとうございました。

前年、当グループでは岡崎に新事務所を開設し、新たなスタートを切りました。

この他にも「65歳からの生前相続対策セミナー」の無料実施などをはじめています。

皆さまご存知の通り世の中の流れが益々早くなり、弁護士・税理士など士業の業界にも大きな変化の波が訪れています。

時代の流れを読み、より深く顧客の皆さまのニーズに応える事務所にならなければなりません。

前年同様、今年も新たなチャレンジをしまいたいと思っています。本年もよろしくお願い申し上げます。



COLUMN 弁護士

お役立ち情報その① 中小企業数と事業承継

中小企業数が少なくなっていくという予測が出ています。

財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」の平成 29 年第 3 号の推計によれば、2015 年時点で全国に約 400 万社ある企業数は、2040 年には約 300 万社に減少すると予測されています。

それに伴い、企業で雇用される従業員数は、2015年時点で約5800万人から2040年には約4600万人に減少すると予測されています。

これは、経営者が高齢化するとともに、後継者がいない中小企業が増えており、会社の廃業や清算に伴って企業数が減少し、それに伴って雇用が維持できなくなると予測されることが理由のようです。

そんな状況下、企業の事業承継が話題に。

企業数は確かに、後継者がいなければ廃業等により減少せざるを得ないかもしれません。しかし、企業が廃業したとしても、その企業が行っていた仕事が急になくとは思えませんし、その仕事は別の会社に引き継がれると考えられます。需要はあるものの後継者がいないという企業が廃業してしましますと、少なからぬ混乱が生じると考えられますし、需要があるのに後継の経営者がいないということで廃業してしまうのは、いささかもったいないと感じます。

このような背景もあり、昨今、企業の事業承継が話題になっています。

事業承継は、大きく分けて3パターン

事業承継は、

① 経営者の後継者（家族・親族）に引き継ぐ方法

② 事業譲渡・株式譲渡・合併等で別の会社に引き継ぐ方法

③ 経営能力・経営意欲のある個人（家族・親族以外）が経営を引き継ぐ方法

の3パターンが考えられます。

これまででは、後継者に会社株式を引き継ぐ際の税金を猶予したり、免除したりといった制度が設けられてきました。これは、上の①パターンのための援助です。しかし、別の会社で働いていて生活が安定しているといった理由で家業の会社を引き継がない場合も増えているのではないかと思います。この場合には、税金面での支援はさほど魅力的には映らないでしょう。

今後の事業承継の流れ

世の中がそのような流れになってきますと、今後は小規模なM&Aや、全く関わりのなかった個人が会社経営を行うといった場合が増えるのではないかと思います。そのような場合を増やすために、企業と企業、企業と個人のマッチングを促進する需要がますます増加するのではと感じています。

弁護士 杉浦 恵一

COLUMN 社労士

お役立ち情報その② 加速する「副業・兼業」容認

いわゆる「多様な働き方」の1つに、「副業・兼業」（複数の企業と労働契約を結ぶ働き方）があります。

今年、この副業にまつわる動きが2つありました。

1. 副業する人の労災をどうすべきか議論がスタート

1つめは、厚生労働省の労働政策審議会が、副業する就業者の労災について議論を開始したことです。その主な論点は以下の2点です。

労災保険給付は、本業先・副業先の賃金の合算分を基にした給付額とするかどうか

労災認定は、本業先・副業先の業務上の負荷（労働時間等）を合わせて業務起因性の判断するかどうか

労災は、副業を容認するにあたり、どの企業も直面しうる問題です。

議論の経過が注目されます。

CHECK 副業と就業時間の把握について

副業を始めた場合、就業時間の把握をどうするべきかが問題になります。

厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」には『労基法 38 条で「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合をも含む』としています。つまり、本業と副業を含めて労働時間を考える必要があるのです。ただし、これについては副業の労働時間の正確な把握は難しいといった問題が顕在化しています。

2. ① 国家公務員の副業も容認へ

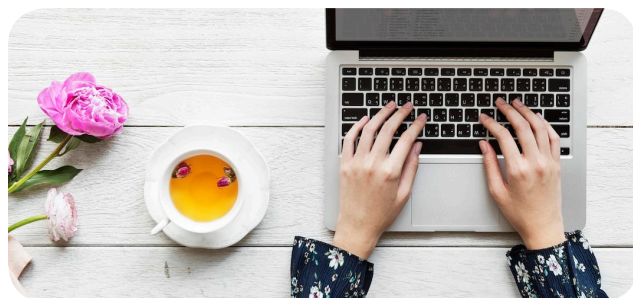
2つめは、国家公務員の副業が一部容認されることです。

6月15日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」において、「国家公務員については、公益的活動等を行うための兼

業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める」と明記されました。ここでいう「公益的活動等」とは、特定非営利法人（NPO）等による、環境保護、教育、地方活性化等の仕事を指します。

従来、国家公務員は国家公務員法や通達により、「職務に支障が出ない活動」（大学の教員、本の執筆等）しか認められていませんでした。同様に地方公務員も、神戸市や生駒市など、認めてられている例はごく一部でした。

今回の方針決定により、公務員の副業も一般化していくかもしれません。



2. ② 副業容認は制限とセットで

報道によれば、副業をしようとする国家公務員は、各省庁の人事担当者に届け出る必要があります。また、

「副業は休日に行う」

「長時間労働にならない」

「副業先が政府と利害関係のある団体ではない」

といった制限が設けられる見込みです。

厚生労働省「モデル就業規則」最新版（平成30年1月公表）においても、

「労務提供上の支障がある場合」

「企業秘密が漏洩する場合」

「企業の利益を害する場合」

等には、会社は副業を禁止または制限できると規定されています。企業が副業を許可制・届出制とするにあたっては、上記のような制限を就業規則に規定しておくことが重要です。

社会保険労務士 岡田 恵子

所長のコラム

「日本人の9割が知らない遺伝の真実」
著 安藤寿康

誰もある一定の教育を受けている現代、個人の能力の差が遺伝による影響を大きく受けているということについてこの書籍では伝えています。

著者の安藤さんは「行動遺伝学」を研究し、能力、病気、収入に至るあらゆるものに遺伝が影響しているということを書いていきます。

子どもの頃にどれだけ英才教育をしても、それが生かされるのは若いうちだけであり、大人になるにつれて遺伝の影響が色濃くなっていきます。そのため、子育てをする上で一番大切なことは、子どもの頃からいろいろなものに触れ、たくさんを経験させる中で、その子にはどういう才能があり、どの部分を伸ばしていくのが良いのかをきちんと見出し、それを開花させることだそうです。

最近読んで大変興味深かった
2冊の本をご紹介します。



代表弁護士・税理士
社会保険労務士
浅野 了一

学校をはじめ社会が遺伝を受け入れ、それぞれの能力が生かされる分野で活躍する、そんなシステムづくりが必要であると綴っています。

「学力の経済学」 著 中室牧子

こちらの書籍では、海外で実際に行われた実験結果を元に、各家庭で行うべき教育方法と日本がとるべき教育政策について述べています。

著者の中室さんは「教育経済学」を研究し、実験結果から導き出された学力を上げるために効果的な褒美のあげ方、子供の褒め方、教育への投資時期などを書いています。

また、「非認知能力」を鍛えることは、学歴・年収・雇用など人生の成功に長期にわたる因果関係を持つと伝えています。

この「非認知能力」は幼児期からの親

の躾や、学校生活などを元に、教育やトレーニングで鍛えて伸ばせるということが、研究によって明らかになっているそうです。

※「非認知能力」とは、IQ や学力テストで計測される認知能力とは異なり、「忍耐力」「社会性」「意欲」「自制心」などの生きていく上で必要となる力です。

このことから、家庭でのトレーニングはもとより、日本政府に学校教育・幼児教育の改革と教員の質の向上が求められます。この2冊の本を読むと、人間の生涯の豊かさを決めるのは「遺伝」なのか「教育」なのか、答えに迷います。ただ、常に変化する社会の中で、これから担う人材を育てるため、そして、それぞれ個々の力を引き出すために教育改革が求められていることは確かであると思われます。

健康コラム

「ワクチンを打てば、
絶対インフルにならないとは言えない。」

今回のテーマは「インフルエンザ」です。一度なってしまうと、つらい症状が続く、学校に通っていれば出席停止になるので、多くの方がワクチンを打っていることと思います。

私も思い立ったら打つようにしています。そして、「ワクチンを打ったからもう安心。インフルエンザにはかからないだろう」と思っていました。しかし、それは違うんですね。

今回このコラムを書くにあたって、改めてインフルエンザやワクチンのことを調べてみました。

厚生労働省のホームページを拝見したところ、ワクチンには**発病をある程度予防**
発病後の重症化や死亡をある程度予防という効果があるとのことでした。ワクチンを打ったから絶対にインフルエンザにはならないということではなく、イ

ンフルエンザが流行している時は、外出後の手洗いや十分な休養を心がけ、人混みを避けるなどの工夫をすることが必要ということでした。「ワクチンを打ったからもう大丈夫」と過信せず、しっかりした健康管理が最も大切だと改めて認識しました。この冬もインフルエンザにならないよう、当たり前前の健康管理を当たり前前にすることを目標に過ごしたいと思います。